

第18回 消費者の財産被害に係る行政手法研究会 議事要旨

1. 日 時：平成25年6月3日（月） 16:00～17:40
2. 場 所：消費者委員会大会議室（山王パークタワー6階）
3. 出席者：

<委員>

小早川座長、磯辺委員、江野委員、鹿野委員、川出委員、後藤委員、佐野委員、島岡委員、曾和委員、中川委員、町村委員、村委員、山本委員、吉川委員

<オブザーバー>

国民生活センター相談情報部 鈴木部長
最高裁判所事務総局民事局 福田第二課長

<消費者庁>

森大臣、松田次長、川口審議官、松本企画官

4. 議 題：取りまとめ

5. 議事概要：

「報告書案」について、事務局から説明が行われ、それを踏まえて委員等からの意見表明・議論が行われた。取りまとめの方向性についておおむね了承が得られたことから、報告書案については座長一任となった。報告書取りまとめ後に、森消費者担当大臣より挨拶があった。また、閉会時に次長より挨拶があった。

事務局からの説明を踏まえての委員等からの主な意見・議論は以下のとおり。

報告書案について

- 5頁にある脚注の趣旨がわからない。
- この脚注はおかしい。調査する段階ではどのような違反か明確ではなく、調査によって実態が明らかになり、監督官庁があれば適切に権限を行使してもらい、すき間事案であれば消費者庁が勧告・命令を出すという形になっているはずである。調査において適正手続の保障は当然に必要で、わざわざ脚注をつける必要はないのではないか。
- 論理的に意味のない文章だと思うので削除する方向で考えたい。
- 供託命令制度について、19頁（エ）に「多数消費者財産被害事態のうち、すき間事案を対象とする」とあるが、なぜすき間事案に限るのかよくわからない。多数消費者財産被害事態に供託命令制度が必要だということは理解できるが、すき間事案に限定する必要があるのだろうか。同じように22頁6行目にもすき間事案という

ことが書かれているが、この要件は不要ではないだろうか。

- 供託命令制度の対象をすき間事案に限定しなければならないということではないと思う。どのように網をかけるかは様々な考え方があり、「例えば」ということで前提を置いたのだろう。
- 議論としては両論あったと認識している。例示としての記載はよいと思うが、結論として、対象をすき間事案に限定すると読める表現は書き過ぎではないだろうか。
- すき間事案に限定するかどうかは、調査権限や手続保障など具体的な制度の設計に、それほど影響しないのではないか。
- 他省庁が何らかの権限を持っているときに、それを乗り越えて消費者庁が何かやるべきかどうかは、制度の全体を見ないとわからないのではないか。
- 他省庁に権限がなくても消費者庁に権限がある場合には、すき間事案にはならないというのが、安全法改正時の説明だったと思う。供託命令制度の対象をすき間事案に限定してしまうと、消費者庁が措置命令を出せる事案に対して、供託命令制度の対象にはならないということになってしまうので、すき間事案という用語は適切ではないと思う。
- 22 頁に、すき間事案に限定する必要はないという指摘もあったという趣旨の言葉を追記することとしたい。

- 14 頁 d「事業者が違法行為に加担した従業員等に高額の金銭を支払って賦課金からの控除を求める」という記載が、従業員等を被害者に見立てるという趣旨であれば、「違法行為に加担した」という部分は不要ではないか。
- 指摘を踏まえて修正することとしたい。

- 35 頁ウ「行政庁が消費者に代わって裁判所への申立てを行う」とあるが、エの課題部分で「消費者庁がどのような立場で申立てを行うことになるのか」と書かれているので、ウの「消費者に代わって」という部分は削除してよいのではないか。
- 削除することとしたい。

- 35 頁ウの括弧書き（被害者及び被害額の特定、立証等を行うことなく行政処分として金銭納付を命じ得る賦課金制度とは異なり）とその前のなお書き部分が矛盾しているように読めてしまうので、表現を修正してはどうか。上と下の関係がわかりにくいと思う。
- 36 頁の最後の部分との関係もわかりづらいので、書き方を検討してほしい。
- 35 頁 5 行目のなお書き部分では、国家に納付させるタイプの制度については書かれているが、事業者から被害者に直接返還するよう命じる、リステイテューションのような制度の場合どうなるのかという記述が欠落していると思う。リステイテューションは 31 頁にある行政処分として債務の履行を命じる手法に対応する制度として、この二つを書くべきではないだろうか。
その上で、35 頁 5 行目のなお書き部分は、制度の意義の最後に置き、「なお、このような制度を行政処分として仕組みれば、賦課金の配分や債務の履行命令と同じ機

能をもつ」といった書き方にすれば、課題部分にある、行政処分がよいのか裁判がよいのかという話にうまくつながるのではないだろうか。そのように修正した場合、ウの括弧書き部分は不要になるだろう。

- そのような方向で調整したい。
- 35 頁ウ 2 行目「行うことにより」の後に、「事業者の行為の差止め（及び、場合により財産の保全）」という言葉を追記してほしい。悪質事業者に対応するためには、財産の保全が重要だと考えている。賦課金制度の場合、資産の凍結や財産を保全することは念頭に置いていないと思うが、アメリカの制度の場合、最初の段階で、場合によっては資産の凍結や保全までしてしまうこともあり、財産の隠匿・散逸防止に効果があると思う。
- 指摘を踏まえて修正したい。

その他

- 現実に対応すべき緊急の課題は何か、法の執行状況や事案の分析を通じて、まず何に取り組むのかという視点が重要だと考えている。「まとめ」にもあるとおり、消費者庁には優先順位を決めて取り組んでほしいと思う。最大の課題というのは、本当に悪質な事業者をどうやってなくしていくかということだと思う。政策として取り組んでいくのであれば、その点をよく考えてほしい。
- この研究会では、景品表示法への賦課金制度の導入は実現したいという意気込みで発言してきたので大変残念である。報告書の内容は十分だとは言えないが、皆さんの意見は尊重したいと思う。消費者にとっては悪質事業者かどうかということは関係なく、その事業者がどのような違反を犯したか、どのような行為をしたかということが重要である。大手の通信事業者による不当表示が問題となっており、どんな事業者であっても違反をすれば、悪質な事業者であると考えている。消費者庁には消費者被害救済制度の確立に向けて努力することを期待したいと思う。
- この研究会では、通常の改善命令等では対応できないような事案で、より厳しい措置としてどのようなことができるかということを議論してきたと理解している。それが必要な消費者被害事案とは何なのかということを確認にできなかったのも、議論を収束させるのが難しかったのだと思う。アメリカのディスゴージメントやリスティテューションは、その対象を「unfair or deceptive acts or practices」と定めており、簡単に言うと、あり得ないような取引を対象として、明文で禁止している。これだけひどいことをしているのだから、手法もこれだけ厳しいものが必要だという組み合わせで考える必要があったのではないだろうか。
- 悪質な事案に対して早く対応してほしいというのは、研究会として共通の思いだと思う。何が悪質かということについては、「多数消費者財産被害事態」ということで整理できたのではないかと考えている。アメリカの FTC 法第 5 条と多数消費者財産被害事態の考え方は大きく重なるところがあると理解しており、そこを手がかりに、そのような悪質な事案に対して、どこまで消費者庁が武器を持って、どこまで被害を回復していくのかということを具体的に検討する場を設けてほしい。

また、不当表示は被害の広がりが多いことから、賦課金制度を検討する場を設けてほしいと思う。大手通信事業者による不当表示事案においては、現行の景品表示法の下では、被害者は泣き寝入りするしかなく、そういったことを許してはいけないうらう。

- 相談現場では悪質事業者かどうかではなく、行為として悪質かどうかという観点で仕事をしており、事業者を仕分けすることはできないと思う。様々な手法を議論できたことはよかったが、現行の制度を十分活かすこともよく考えていただきたい。情報検討ネットワークのような取組みも活用して、様々な情報を迅速にキャッチし、対応できるような体制を整えてほしい。
- この研究会は「行政手法研究会」という看板があり、現実の状況や法の実体の議論よりは、どのような手法があり得るかということについて、時間をかけて幅広く議論してきた。そういう意味で歯痒さを感じた部分もあるかもしれない。「手法」の研究という看板があったからこそ、このように幅広く議論できが、同時に、そこには限界があり、それは今後の課題ということになるのだと思う。

(以 上)

※ 本議事要旨は議事の内容を、暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり、今後修正があり得ます。

[問合せ先] 消費者庁消費者制度課 TEL: 03-3507-9253 FAX: 03-3507-9283
--